

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、熊本県リスクレベルが4（特別警報）における学習指導については、以下の点に留意すること。

**※令和3年4月6日付教政発第7号と変更した部分は、太字、アンダーラインで表示しています。**

## 各教科について

### 1 感染リスクの高い教育活動について

「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられる（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。これらの活動を実施する場合は、可能な限り感染症対策を行い、ICTの活用も含め、実施方法を工夫すること。この場合にも、(★)を付した活動については特にリスクが高いことから、一時的に停止する。または、その代替活動を実施すること。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

なお、上に例を挙げる活動以外であっても、以下の点に留意すること。

- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

### 2 特に体育の授業について

- ・医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。
- ・可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動を避けることを徹底すること。
- ・運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用すること。

（参照）

- ① 令和2年12月8日付、2文科初第1344号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」  
[https://www.mext.go.jp/content/20201210-mxt\\_kouhou01-000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201210-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf)
- ② 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.12.3 Ver.5)（文部科学省）  
[https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt\\_kouhou01-000004520\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf)
- ③ 令和3年2月19日付、2文科初第1769号「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）」  
[https://www.mext.go.jp/content/20210219-mxt\\_syoto01-000007775.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210219-mxt_syoto01-000007775.pdf)